

## 別表六の二（五）付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は平成31年改正前の措置法第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「個別試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開

始する各連結事業年度において別表六の二（五）「9」に記載された割合が100分の10を超える場合にのみ記載します。

$$3 \quad \begin{array}{c} \text{「 個 別 税 額 控 除 割 合 } \\ (14)、(15) \text{ 又は } (16) + ((14)、(15) \text{ 又は } (16)) \times (17) / 18 \\ \text{(小数点以下 3 位未満切捨て)} \\ \text{(0.1 又は 0.14 を超える場合は 0.1 又は 0.14) } \end{array}$$

は、連結親法人事業年度が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「0.1 又は」を消し、連結親法人事業年度が同年4月1日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消します。